



三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.267 2020年10月・11月



勤労者地域づくり等参画支援事業 「丸山千枚田稲刈り体験」

令和2年8月29日（土）、30日（日）、
9月5日（土）、6日（日）熊野市紀和町にお
いて「丸山千枚田稲刈り体験」が実施されま
した。

例年、1日で実施していますが、今年は新
型コロナウイルス感染症拡大の影響により、
4日間に分けて実施されました。

1. 三重県からのお知らせ

- ① 雇用関係助成金等 相談窓口へご相談ください！ (PDF：870KB)
- ② みえ労働力 シェアリング支援拠点 (PDF：345KB)
- ③ 「令和2年度障がい者雇用優良事業所等表彰」受賞企業決定！ (PDF：304KB)
- ④ テレワーク相談窓口のご案内 (PDF：376KB)
- ⑤ 「三重とこわか健康経営対象2020」を表彰！ (PDF：299KB)

2. 個別労働関係紛争のあっせんのご案内 (PDF：87KB)

3. 三重労働局からのお知らせ

- ① 「過労死等防止啓発月間」について (PDF：124KB)
- ② 全国労働衛生週間メッセージ (PDF：1,393KB)
- ③ 11月は「労働保険適用促進強化期間」です。 (PDF：451KB)
- ④ 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金について (PDF：1,417KB)
- ⑤ 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。 (PDF：1,079KB)
- ⑥ 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。 (PDF：2,465KB)
- ⑦ 労働契約等解説セミナー2020 (PDF：261KB)
- ⑧ 中小企業退職金共済制度のご案内 (PDF：749KB)

4. 三重産業保健総合支援センターから産業保健研修会のご案内 (PDF：351KB)

*「三重の労働2020年10月・11月号」全ページを一括ダウンロードする(PDF10,517KB)

新型コロナウイルス感染症の影響により

企業活動の縮小・変更を余儀なくされている

事業主のみなさま

雇用関係助成金等 相談窓口へ

ご相談ください！

こんなお悩みをお持ちの方

相談
無料

- ・ 新型コロナ感染症の影響で売上が落ちているけど、今までどおり従業員を雇用したいので相談したい！
- ・ 雇用調整助成金の活用方法がよく分からない・・・。
- ・ 従業員を休ませた場合に支払う「休業手当」って何・・・？
- ・ 社員を休ませる代わりに研修へ行かせたいけど、支援はないの？

社会保険労務士が、お悩みの相談にのります！

- ① 事前に電話予約の上、来訪をお願いします。
- ② 電話のみの相談も受け付けています。
- ③ 相談内容に応じて現地にお伺いすることもできます。

ご相談窓口

電話番号 059-228-3326

(三重県産業支援センターよろず支援拠点内)

受付時間 平日/8:30~17:15

所在地 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

※ お車で越しの場合は、三重県庁の大駐車場をご利用ください。

※ 来所相談は事前に電話予約が必要です。

※ 来所の際は、各自でマスクを持参・着用してください。

【注意事項】

- ・ 各種助成金等の申請の代行はしません。
- ・ 各種助成金の受給を保証するものではありません。
- ・ 本事業は三重県からの委託事業です。



雇用関係助成金等相談申込書

電話番号 059-228-3326 (三重県よろず支援拠点内)

F A X 059-228-3800

ふりがな 氏 名		役 職	
事業所名		ご住所	〒
電話番号		Eメール	
相談内容			

※ 事前にご記入いただきますと、ご相談にスムーズに対応できます。

※ ご提供いただきました個人情報は当センターにて厳重に管理し、業務の範囲内でのみ利用させていただきます。

なお、個人情報を当センターより第三者に提供することはありません。

あらたな雇用支援、はじめます。

みえ労働力シェアリング支援拠点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、従業員の雇用維持に苦慮している事業者(送出事業者)と、労働力不足となっている事業者(受入事業者)との、労働力の橋渡しを行います。

支援拠点とは

みえ労働力シェアリング支援拠点は、エントリーいただいた事業者に対して、情報提供やマッチング支援、フォローアップ等を行います。

開設期間

令和2年8月18日(火)～令和3年3月31日(水)

事業者エントリー方法

無料

① みえ労働力シェアリング支援WEBサイト(9月下旬開設予定)

<https://www.mie-share.jp>

② FAX 059-228-1008 ※裏面のエントリーシートをFAXしてください。

支援内容

1 情報提供

送出・受入を希望される事業者の情報を収集するとともに、収集した情報の提供を行います。

2 相談窓口

TELやメール等で社会保険労務士やコンサルタントなどがマッチングに関するご相談にお答えします。支援拠点内に相談スペースもございます。(予約制)

3 オンラインによる支援

オンラインにて、セミナーを行います。専門のコンサルタントによるコンサルティングサービス(先着50回限定)もご用意!

4 フォローアップ

マッチング成立後のフォローアップ支援を行います。

※すべての支援は無料で実施します。

事業者向け無料オンラインセミナーを開催!

三密を避けるためにオンライン(WEB)でセミナーを実施します

開催日時	第1回 9月29日(火) 15:30～17:00 第2回 9月30日(水) 10:30～12:00 第3回 12月1日(火) 15:30～17:00 第4回 12月2日(水) 10:30～12:00 ※全4回開催。いずれの回も同じ内容を予定しています。
開催方法	zoom(ズーム)
内容(予定)	①みえ労働力シェアリング事業とは ②雇用対策で、今の難局を乗り切れる! ③雇用のシェアで、会社は成長できる? ④労働力シェアリングの活用ポイント! ⑤事業の流れ 他
講師(予定)	前田 茂雄 氏 ・レガシープロジェクト株式会社代表 ・三重県出身 ・三重大学 人文学部卒
参加申込方法	事前申込となります。右記のQRコードからお申込ください。 ※申込期限:各開催日前日の12:00までにお申込ください。 ※QRコードから申込ができない場合は、メールまたはお電話にて、みえ労働力シェアリング支援拠点にご連絡ください。 ※オンラインセミナーは、エントリー前の事業者様もご参加いただけます。



参加申込用QRコード

【お問い合わせ先】

みえ労働力シェアリング支援拠点 (開設時間 平日9:30-17:30(12/29～1/3を除く))

所在地:〒514-0004 三重県津市栄町3-141-1 MOREビル5階

TEL:059-221-5880 FAX:059-228-1008

Mail:sharemie20@bsec.jp URL <https://www.mie-share.jp>

※本事業は、三重県からの委託を受け、株式会社JTB三重支店が運営しています。

みえ 労働力シェア

検索

みえ労働力シェアリング支援拠点 事業者エントリーシート

対象となる事業者

申込日：令和 年 月 日

- ア 三重県内に事業所を有する企業(農事組合法人、社会福祉法人など会社法に規定する法人以外の法人を含む。ただし、国及び地方公共団体が運営・出資する法人を除く)及び個人事業主
イ 税の滞納がないこと ウ 三重県内に就業地があること エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

※「公開」は専用WEBサイトに公開する項目です。

公開	事業者名 ※送出事業者のみ非公開を選択可 (非公開希望 <input type="checkbox"/>)
	業種 ※「業種一覧」からお選びください。
	所在地
非公開	担当部署・担当者名
	電話番号 () —
	メールアドレス @
	雇用保険適用事業所 適用事業所 ・ 非適用事業所

■受入事業者 (受入を希望する事業者様のみご記入ください)

公開	受入職種	
	就業地	
	受入方法 ※複数回答可 出向 ・ 派遣 ・ 副業または兼業 ・ 要相談 ・ その他 ()	
	受入募集人数 名	
	受入期間 月 日 曜日 ~ 月 日 曜日まで	
	仕事内容	
	必要な免許・資格等	
	給与 時給 ・ 日給 ・ 月給 (円)	
	就業時間帯 : ~ :	

■送出事業者 (送出を希望する事業者様のみご記入ください)

公開	希望就業地	
	希望業種 ※「業種一覧」からお選びください。	
	希望職種	
	送出手法 ※複数回答可 出向 ・ 派遣 ・ 副業または兼業 ・ 要相談 ・ その他 ()	
	送出入数 名	
	送出期間 月 日 曜日 ~ 月 日 曜日まで	
	希望就業時間帯 : ~ :	
	希望する賃金額 時給 ・ 日給 ・ 月給 (円)	

- 業種一覧
- | | | | |
|----------------|-----------------|-------------------|---------------------|
| A 農業、林業 | F 電気・ガス・熱供給・水道業 | K 不動産業、物品賃貸業 | P 医療、福祉 |
| B 漁業 | G 情報通信業 | L 学術研究、専門・技術サービス業 | Q 複合サービス事業 |
| C 鉱業、採石業、砂利採取業 | H 運輸業、郵便業 | M 宿泊業、飲食サービス業 | R サービス業(他に分類されないもの) |
| D 建設業 | I 卸売業、小売業 | N 生活関連サービス業、娯楽業 | S 公務(他に分類されるものを除く) |
| E 製造業 | J 金融業、保険業 | O 教育、学習支援業 | T 分類不能の産業 |

■「公益財団法人産業雇用安定センター」へ登録情報を提供することに同意しますか。(同意する ・ 同意しない)

■誓約事項

- 暴力団関係事業者等ではない。(はい ・ いいえ)
- 税を滞納していない。(はい ・ いいえ)

※いただいた法人情報及び個人情報につきましては、本事業の目的以外に使用致しません。

【FAX送付先】
みえ労働力シェアリング支援拠点
(受託事業者:株)JTB三重支店
受付時間 平日9:30-17:30(12/29~1/3を除く)

FAX.059-228-1008

「令和2年度障害者雇用優良事業所等表彰」受賞企業決定！



9月25日（金）三重県総合文化センターで障害者雇用優良事業所等表彰式を実施しました。この表彰は、障害者雇用支援月間（9月）における啓発事業として、障がい者の職業的自立の意欲を喚起するとともに、障がい者の雇用に関する理解を一層深めるため、毎年行っているものです。

障がい者雇用を積極的に進めている企業等のうち、特に顕著な功績を上げた者として三重県知事から4者、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から4者が表彰されました。

三重県知事賞は、志摩市にある**株式会社石吉組**が受賞されました。

障がい者雇用に対する理解があり、自然な形で合理的な配慮ができるなど意識が高く、積極的に障がい者雇用を進め、実雇用率 7.58%（令和2年6月1日現在）と高い雇用率と低い離職率で安定した就労を実現されたことが評価されました。

テレワーク相談窓口のご案内

※本事業は、三重県からの委託を受け、株式会社 中部システムセンターが運営しています。

**テレワークに関する専門的な知識を持つ「テレワークアドバイザー」が
ご相談を受け付けます！**

相談窓口開設期間

令和3年1月29日（金）までの平日9時～16時

（12時～13時除く）

※平日のみ、令和2年12月29日～令和3年1月3日を除く

対象

三重県内に本社または主たる事業所のある中小企業および
小規模企業等の経営層、テレワーク推進担当者等

費用

無料

相談窓口の内容

- ・テレワークの導入・実施時の労務管理についてのアドバイス
- ・テレワーク導入に関する助成金活用やシステム導入等の情報提供
- ・テレワーク導入に関する各種セミナーの案内

相談先

株式会社 中部システムセンター

相談受付方法

①お電話 059-232-3174

②メール info@csc-mie.co.jp

③Webフォーム (<http://ur2.link/PvJS>)

※確実にご相談内容を把握し、適任のアドバイザーから
回答させて頂くために「Webフォーム」を推奨します。



アドバイザープロフィール

株式会社 中部システムセンター 代表取締役／働き方改革コンサルタント 田中 裕嗣

- ・前職にてIT運用提案業務および組織・人事労務コンサル業務に従事
- ・現職にて主に三重県企業へのオフィス環境改善および働き方改革コンサルティングを実施
- ・業務プロセス改善や組織づくりによる生産性向上支援も得意とする
- ・ホワイト企業アワード西日本大賞受賞（2016年、2017年）
- ・平成30年度「三重県働き方改革取組拡散事業」を受託



株式会社 ニューズピックス／株式会社 中部システムセンター 石田 礼子

- ・株式会社ニューズピックス（東京都）の業務を三重県津市の自宅にて行いながら、
株式会社 中部システムセンターにてパラレルワークを実施中。
- ・東京都、愛媛県、新潟県などで、地方の働き方やリモートワークに関するイベントに登壇
- ・三重テレビニュース情報番組「Mieライブ」レギュラーコメンテーターとして「テレワーク」
をテーマに出演中



株式会社 中部システムセンター ワークスタイルプランナー 小倉 弘義／水越 峻史

- ・企業に対して働き方改革に関する提案活動およびコンサルティング活動を実施中
- ・IT機器およびシステム導入支援を得意とする
（情報共有クラウドツール／リモートツール／VPN構築／ペーパーレス運用／勤怠管理）

テレワークアドバイザー派遣のご案内

三重県内の中小企業等を対象として、テレワークに関する専門的な知識を持つ「テレワークアドバイザー」が企業を訪問し、テレワーク導入のお手伝いをいたします！

対象企業

在宅勤務型テレワークの導入を検討している（又はすでに導入しているが課題を抱えている）三重県内に本社又は主たる事業所のある中小企業・小規模企業等（※）
※原則として、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に定める「中小企業・小規模企業」

業種分類	条例上の範囲
製造業その他	資本金3億円以下または従業員数300人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員数100人以下
小売業	資本金5千万円以下または従業員数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下または従業員数100人以下

募集企業数

12社程度（残りわずかです！）

※募集上限に達した時点で申込みを締め切ります。

派遣回数

1社あたり4回程度

アドバイザー派遣に係る費用

無料

※テレワーク導入のための機器購入やシステム構築等にかかる費用は各企業でご負担ください。

アドバイザー派遣の内容

- ・テレワーク導入に向けた対象業務の選定、社内体制構築、社内規定整備、労務管理方法検討、システム導入検討
- ・テレワーク導入に関する各種助成金の活用についての助言

【テレワークアドバイザー派遣申込書】

申込書送付先：FAX（059-232-5356）メール（info@csc-mie.co.jp）

申込URL：Web（<http://urx.red/xl1w>）



【申し込み先】株式会社 中部システムセンター

企業名		従業員数	名
業種（詳しく）		資本金	万円
担当者氏名		部署・役職	
電話番号		メールアドレス	
住所			
在宅勤務型テレワークの導入状況	導入している	・	導入していない
●テレワーク導入に関し抱えている課題や取り組みへの想い ●アドバイザー派遣で支援して欲しい内容			

「三重とこわか健康経営大賞2020」を表彰！



多くの人が一日の大半を過ごす職場で、従業員の健康づくりに積極的に取り組まれ、特に優れた健康経営を実践されている企業を、「三重とこわか健康経営大賞2020」として、9月24日に三重県知事から表彰しました。

「誰もが健康的に暮らせる“とこわか三重”」の実現に向け、今後も「オール三重」で健康経営の推進に取り組んでいきましょう。

◆「三重とこわか健康経営大賞2020」受賞企業◆

★大賞（三重県知事賞）

株式会社デンソー大安製作所（いなべ市、製造業）

★優秀賞<五十音順>

キオクシア株式会社四日市工場（四日市市、製造業）

株式会社百五銀行（津市、金融業）

明治安田生命保険相互会社津支社（津市、保険業）

株式会社四日市事務機センター（四日市市、小売業）

★きらり賞（中小企業の模範としてきらりと光る取組を表彰）

株式会社大島水道（桑名市、水道業）

◆各受賞企業の評価のポイント（県ホームページ）◆

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000911085.pdf>

個別労働関係紛争のあっせんのご案内

～労使トラブルの解決をお手伝いします～

労使関係でお困りの方を支援します！！

● 個別労働関係紛争のあっせんとは

個々の労働者と会社との間で、労働条件などをめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

● 例えば、こんな時に利用できます！

労働者の方

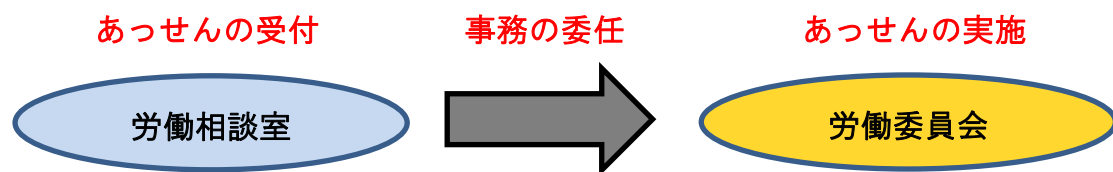
- ・ 事前に説明もなく突然解雇された。
- ・ 突然時給が引き下げられた。
- ・ パワハラやセクハラを受けた。
- ・ アルバイトを辞めさせてもらえない。
- ・ ミスによる損害の賠償を求められた。

使用者の方

- ・ 経営上の理由から、事前に十分説明し配置転換を命じたが、理由もなく拒否されている。
- ・ 労働条件について従業員との話し合いがまとまらない。

● ご利用方法

まずは、三重県労働相談室にご相談ください。ご相談の内容に応じて適切なサポートを行い、労働委員会のあっせんの受付も行います。労働相談室及び労働委員会のご利用は無料です！



経験豊富な専門の相談員が詳しくお話を伺い、制度の案内や関係機関の紹介など、解決に向けたアドバイスを行います。

労使間での解決が困難な時、3名のあっせん員が公平・中立な立場から調整を行い、話し合いを促進することで、円満解決へのお手伝いをします。（労働者側・使用者側・第三者の性格を持つ公益側から各1名が、あっせんを担当します。）

相談・申請窓口 三重県労働相談室 TEL:059-213-8290 (多言語対応)
(〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1階)

問い合わせ先 三重県労働委員会事務局 TEL:059-224-3033 FAX:059-224-3053
(〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階)

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「**過労死等防止啓発月間**」です。
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。

三重労働局の取組内容

1 ベストプラクティス企業への職場訪問

三重労働局長が長時間労働の削減など過重労働解消に向けて積極的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）を訪問し、従業員の皆さんと意見交換を行います。

2 全国一斉の無料電話相談

令和2年11月1日（日）、「過重労働解消相談ダイヤル」（フリーダイヤル：0120-794-713）を開設し、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

3 取組要請、周知・啓発

長時間労働削減に向け、労働組合や使用者団体に対し、取組を要請するとともに、使用者団体には「しわ寄せ」防止の働きかけも行います。

また、リーフレットの作成、ホームページの活用等により、過労死等防止啓発の趣旨やキャンペーンの内容を広く周知・啓発します。

4 重点監督の実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業など過重労働が懸念される事業場に対し、重点監督を実施します。

5 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催（厚生労働省委託事業）

過労死等を防止することの重要性について、国民の関心と理解を深めるため、シンポジウムの開催を予定しています。積極的なご参加をお願いします。

過労死等防止対策推進シンポジウム	
開催日時	令和2年12月1日（火）13：30～15：45
開催場所	松阪商工会議所 大ホール
定員	50名程度（事前申込制）
参加料	無料
申込方法・内容	詳細が決まり次第 下記ホームページにて発表します。 https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/ 「過労死等防止対策推進シンポジウム」で検索してください。 〔 受託者：（株）プロセスユニーク 〕

令和2年度（第71回） 全国労働衛生週間メッセージ

三重労働局長 西田和史

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で71回目を迎え、本年度は

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

をスローガンとして展開されます。

三重県内の労働衛生を取り巻く状況を見ると、

昨年の三重県で働く一般労働者の年間総実労働時間は、依然として、2,000時間を超える状況で推移し、昨年度の労災認定件数は、脳・心臓疾患事案6件、精神障害事案4件と増加傾向にあります。

一方で、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、中規模事業場以上（労働者数50人以上）で9割を超えているものの、小規模事業場（労働者数50人未満）では6割にとどまっています。

また、職業性疾病では、本年5月に酸素欠乏症による死亡災害が発生し、社会福祉施設などで高齢労働者をはじめ腰痛が多発しています。

このため、長時間労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策の推進、職業生活の延伸により高齢者が安心して安全に働けるよう健康づくりの推進とともに、がんや脳・心臓疾患などの治療と仕事を両立できる環境の整備が求められています。

皆様方におかれましては、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用して、感染拡大防止対策の徹底を図るとともに、経営トップの強い決意のもと、労使協力により自主的な労働衛生活動を展開し、高齢者を含むすべての働く人々が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場環境を構築していただくことを祈念いたします。

令和2年度（第71回）全国労働衛生週間

期 間 令和2年10月1日～10月7日

準備期間 令和2年9月1日～9月30日

準備期間には、職場の総点検を実施しましょう。

点検の内容など、くわしくは

全国労働衛生週間 実施要綱

検索

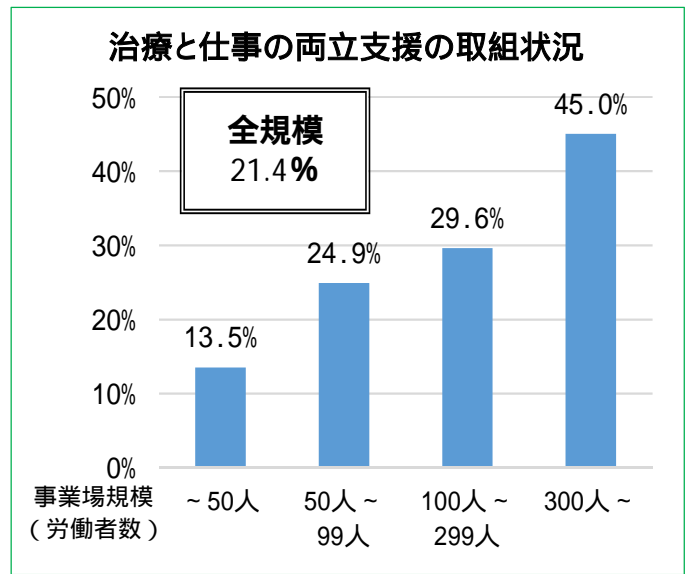
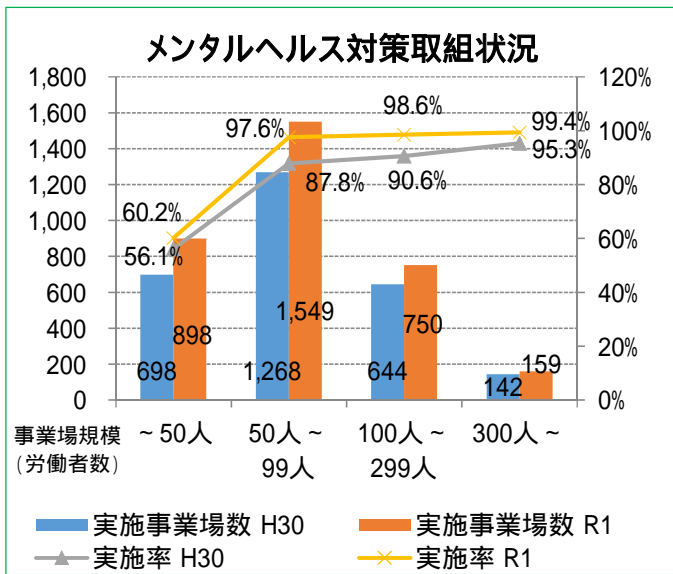
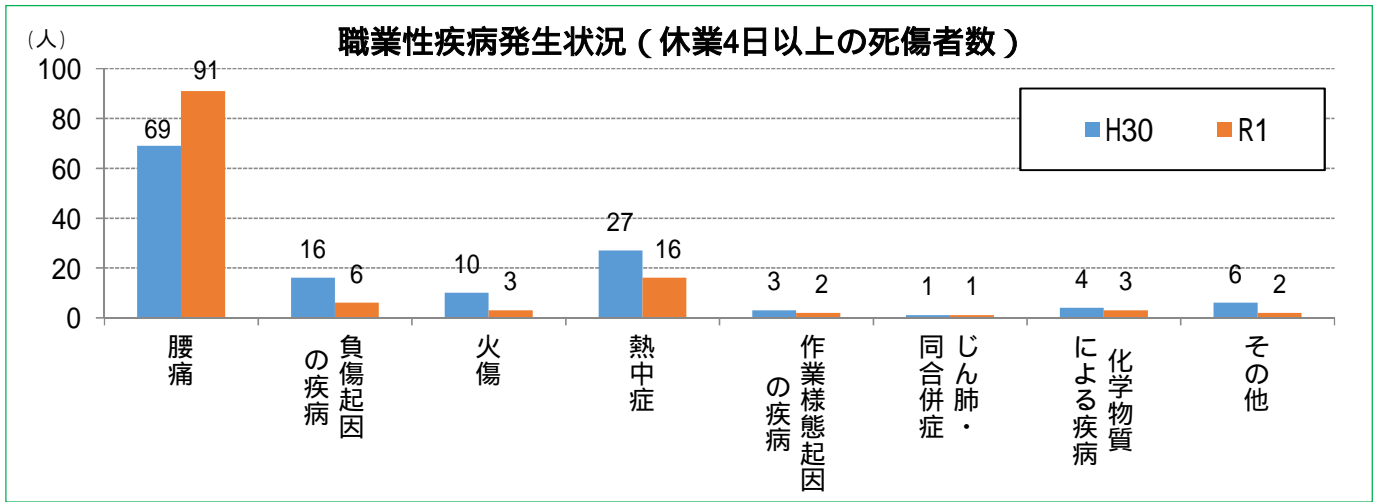


三重労働局 労働衛生週間ポータルサイト

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/eiseisyukan.html



【三重県内における労働者の健康を取り巻く状況】



～労働衛生に関する法令改正等のお知らせ～

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインが制定されました
〔エイジフレンドリーガイドライン〕(令和2年3月制定)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/newpage_00007.html



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト(令和2年8月7日改定)

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/enzen_eisei/20170501_00031.html



建築物等解体工事における石綿ばく露防止のため、石綿障害予防規則
等が改正されました(令和2年10月1日より順次施行)

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/ishiwata20200811.html



溶接ヒュームが特定化学物質に追加されました
(令和3年4月1日より順次施行)

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/enzen_eisei/20200807.html



三重労働局では、

「令和2年『チャレンジアンダー2,000みえ』推進運動」を展開しています。

チャレンジアンダー2,000みえ

検索

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストが改訂されました！ 【令和2年8月7日改訂】

三重労働局健康安全課

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要です。

事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要です。

今般、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、令和2年8月7日に「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が改訂されましたので、改訂されたチェックリストにより事業場における取り組み状況等をご確認いただき、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策の検討にご活用ください。

なお、チェックリストの電子データは、三重労働局ホームページのトップ画面、厚生労働省ホームページのトップ「新型コロナウイルス感染症情報特設ページ」内の「くらしや仕事の情報」-「働く方、経営者・自営業の方」-「関連情報（関係団体への要請、リーフレット）」-「リーフレット」-「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（事業主向け）（8月7日）」に掲載しております。



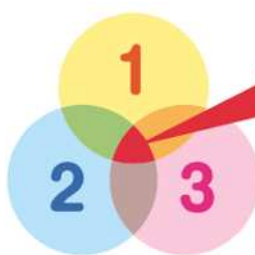
三重労働局
ホームページ
QRコード

体温測定

健康状態
の確認

クラスター
の発生防止

集団発生防止のために「3つの密」を避けましょう！



3つの条件がそろう場所が
クラスター（集団）発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項 目	確認
1 感染予防のための体制	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策	
(1) 感染防止のための3つの基本： 身体的距離の確保、 マスクの着用、 手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底	
・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
・普段からマスク着用や咳エチケット(咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う)を全員に周知し、職場以外も含めて徹底を求めている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。どうしても共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめに消毒を実施することとしている。 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控えるようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トンぐやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ピン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
	・社内での健康相談窓口の周知とともに、「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2 m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ
	・事務室等における換気機能のない冷房使用時には、新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなりがちであるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている。	はい・いいえ

ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.8.7版

労働安全衛生法に基づく「各種健康診断個人票」・労働基準監督署に提出する「各種健康診断結果報告書等」に医師等の押印が不要となりました。

【令和2年8月28日施行】

これまでは、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施した際に作成する「健康診断個人票」や労働基準監督署に提出する「健康診断結果報告」に医師、産業医等の押印が必要でしたが、様式が改正され、記名のみとなり、**押印は不要**となりました。

【改正に係る留意事項】

健康診断個人票に医師等の押印等は不要となりましたが、医師等による健康診断やその結果に基づく医師等からの意見聴取を実施する義務がなくなったことを意味するものではなく、医師等による健康診断の実施、その結果に基づく医師等からの意見聴取等の実施が必要です。

また、健康診断実施報告書に産業医の押印は不要となりましたが、産業医に対して健康診断等に係る情報を提供する義務がなくなったことを意味するものではなく、引き続き、健康診断等に係る情報を法令に基づき産業医に提供が必要です。

医師等の押印が不要となった様式の一覧

【健康診断個人票】

- ・健康診断個人票（安衛則様式第5号）
- ・健康管理手帳による健康診断実施報告書（安衛則様式第9号）
- ・有機溶剤等健康診断個人票（有機則様式第3号）
- ・鉛健康診断個人票（鉛則様式第2号）
- ・四アルキル鉛健康診断個人票（四アルキル則様式第2号）
- ・特定化学物質健康診断個人票（特化則様式第2号）
- ・高気圧業務健康診断個人票（高圧則様式第1号）
- ・電離放射線健康診断個人票（電離則様式第1号の2）
- ・じん肺健康診断結果証明書（じん肺則様式第3号）
- ・石綿健康診断個人票（石綿則様式第2号）
- ・一酸化炭素中毒症健康診断個人票（CO中毒則様式第1号）
- ・一酸化炭素中毒症健康診断個人票（CO中毒則様式第2号）
- ・緊急時電離放射線健康診断個人票（電離則様式第1号の3）
- ・除染等電離放射線健康診断個人票（除染則様式第2号）

【健康診断結果報告書】

- ・ 定期健康診断結果報告書（安衛則様式第 6 号）
- ・ 有機溶剤等健康診断結果報告書（有機則様式第 3 号の 2）
- ・ 鉛健康診断結果報告書（鉛則様式第 3 号）
- ・ 四アルキル鉛健康診断結果報告書（四アルキル則様式第 3 号）
- ・ 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第 3 号）
- ・ 高気圧業務健康診断結果報告書（高圧則様式第 2 号）
- ・ 電離放射線健康診断結果報告書（電離則様式第 2 号）
- ・ じん肺健康管理実施状況報告（じん肺則様式第 8 号）
- ・ 石綿健康診断結果報告書（石綿則様式第 3 号）
- ・ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（安衛則様式第 6 号の 2）
- ・ 緊急時電離放射線健康診断結果報告書（電離則様式第 2 号の 2）
- ・ 除染等電離放射線健康診断結果報告書（除染則様式第 3 号）

主な新様式は、厚生労働省「安全衛生様式一覧」からダウンロードできます

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzensei36/index.html

労働安全衛生法等関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスのご案内

健康診断結果報告書をはじめ労働安全衛生法等に基づき労働基準監督署に提出する届出、報告書の作成支援WEBツールとして、2019年12月より「労働安全衛生法等関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を行っていますので、ご活用ください。

入力支援サービスのURL <https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

【サービス利用のメリット】

- （1）記載に関して必須事項の記入漏れがなくなります
- （2）誤入力の場合エラーメッセージが表示されますので、記入ミスを防ぐことができます
- （3）書類の添付漏れに対する注意喚起されます

注：本サービスは、申請や届出をオンライン化するものではありません。

作成した帳票は、必ず印刷のうえ、所轄の労働基準監督署へのご提出をお願いします。

電子申請が行いやすくなります

これまで労働者 50 人以上の事業場から健康診断結果報告を提出する際、産業医の電子署名が必要でしたが、様式改正により産業医の電子署名が不要となりますので、電子申請が行いやすくなりました。

厚生労働省ホームページ「電子申請の案内」

https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinsei/index.html

健康診断個人票や定期健康診断結果報告書等について、医師等の押印等が不要となります。

改正労働安全衛生関係法令が令和2年8月28日に施行されました。

健康診断個人票等について

様式第5号(第51条関係)(2)(裏面)

健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他の法定検査					
その他の検査					
医師の診断					
健康診断を実施した医師の氏名	印				
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名	印				
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名	印				
歯科医師の意見					
意見を述べた歯科医師の氏名	印				
備 考					

これまで必要だった医師や歯科医師の押印（電磁的記録で保存する場合は電子署名）が不要となり、記名のみでよいこととなります。

定期健康診断、特定化学物質健康診断やじん肺健康診断等の特殊健康診断等の全ての健康診断における取扱いとなります。

※ 印は定期健康診断の健康診断個人票の例で、○は今回の改正により削除された箇所。

備考

- 労働安全衛生規則第44条、第45条若しくは第47条若しくは第48条までの健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。
- 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
 (1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線 7. 石綿 8. じん肺)
- BMIは、次の算式により算出すること。

$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第5項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1000ヘルツ及び4000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1000ヘルツの所に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働基準局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。



定期健康診断結果報告書等について

様式第6号(第52条関係)(表面)

定期健康診断結果報告書

80311		労働保険番号															
対象年	7:平成 9:令和	(月~月分)(報告回数)		健診年月日	7:平成 9:令和												
事業の種類																	
事業場の所在地	郵便番号()																
健康診断実施機関の名称																	
健康診断実施機関の所在地																	
(*)労働安全衛生法第135条第1項 〇〇〇〇人 〇〇〇〇人 〇〇〇〇人																	
健康診断項目	聴力検査(オージオメーターによる検査)(1000Hz)			聴力検査(オージオメーターによる検査)(4000Hz)			聴力検査(その他の方法による検査)			胸部エックス線検査			尿検査(糖)				
	聴力検査(オージオメーターによる検査)(4000Hz)			聴力検査(その他の方法による検査)			胸部エックス線検査			尿検査(糖)			尿検査(蛋白)				
	聴力検査(その他の方法による検査)			胸部エックス線検査			尿検査(糖)			尿検査(蛋白)			心電図検査				
	胸部エックス線検査			尿検査(糖)			尿検査(蛋白)			心電図検査			貧血検査				
所見のあった者の人数			医師の指示人数			歯科健診			実施者数			有資格者数					
産業医	氏名 所属医療機関の名称及び所在地																

・ これまで必要だった**産業医の押印**(電子申請する場合は**電子署名**)**が不要となり、記名のみでよいこと**となります。
 ・ 定期健康診断、特定化学物質健康診断やじん肺健康診断等の**特殊健康診断等の全ての健康診断とストレスチェックにおける取扱い**となります。
 ※ ㊦は定期健康診断結果報告書の例で、㊦は今回の改正により削除された箇所。

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

労働基準監督署への届出や申請の際は、電子申請をご活用ください！

今回の改正により、電子申請で定期健康診断結果報告書等を行う際に、**産業医による電子署名が不要**となり、電子申請をする際の利便性が向上しました。

電子申請やその事前準備は、電子政府の総合窓口「e-Gov」でご利用いただけます。事前準備について、詳しくは、「e-Gov 事前準備」を検索してください。

「石綿障害予防規則等」が改正されました

建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事における石綿ばく露防止対策が強化されます

【令和2年10月1日から順次施行】

建築物の解体等の作業については、従前より石綿障害予防規則等に基づき、石綿ばく露防止対策を進めていただいているところではありますが、今後、石綿が使用されている建物の老朽化による解体工事の増加が予想される中、事前調査の不備などによる石綿ばく露防止対策が不十分な事案が全国的に認められています。



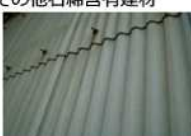
このような状況を踏まえ、事前調査の進め方や保温材などレベル2の石綿建材の解体作業等に係る届出が強化されます。

施行につきましては、本年10月から順次施行されます。

【令和2年10月から施行される内容】

けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）

石綿障害予防規則等の改正の概要

改正前		改正後 ※下線部分が改正内容	
<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※十四日前</p> <p>事前調査 作業計画 掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の負圧点検</p> <p>等</p>	<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> <p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> <p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>
<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※工事開始前</p> <p>事前調査 作業計画 掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、変更時点検</p> <p>作業開始前、中断時の負圧点検</p> <p>隔離解除前の取り残し確認</p> <p>等</p>	<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> <p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> <p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>
<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 	<p>作業届 ※工事開始前</p> <p>事前調査 作業計画 掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>隔離 ※負圧は不要</p>	<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> <p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> <p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿障害予防規則等の主な改正内容

- 1 解体・改修工事開始前の調査**
 - ・ 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
 - ・ 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
 - ・ 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
 - ・ 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）
- 2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設**
 - ・ 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
 - ・ 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）
- 3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化**
 - ・ 隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）
- 4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設**
 - ・ けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
 - ・ 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- 5 その他の作業に係る措置の強化**
 - ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
 - ・ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）
- 6 作業の記録**
 - ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
 - ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化
- 7 発注者による配慮**
 - ・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	7月	10月	4月	4月	4月	4月	10月	
事前調査方法の明確化		周知	令和3年4月施行					
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行					
事前調査・分析調査を行う者の要件新設			周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）				令和5年10月施行	
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行					
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行					
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設			周知、電子届出システムの開発	令和4年4月施行				
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行					
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行					
仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行					
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和2年10月施行					
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行					
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行					
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行					

赤色で示した事項が、令和2年10月から施行されます。

具体的な改正内容など、くわしくは、三重労働局ホームページをご覧ください。



「金属溶接作業等で発生する溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第2類物質）に追加されました。

【令和3年4月1日から施行・適用】 一部経過措置があります。

金属アーク溶接等で発生する「溶接ヒューム」、「塩基性酸化マンガン」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等を改正しました。

改正により金属アーク溶接等作業では、新たに

・**特定化学物質作業主任者の選任**

- ・溶接ヒューム濃度の測定
- ・特定化学物質健康診断の実施
- ・全体換気装置による換気の実施
- ・有効な呼吸用保護具の使用

などの実施が必要となります。

【継続した屋内での溶接作業における施行日・経過措置】

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定 ・呼吸用保護具の使用等	<p>現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。</p> <p>・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。</p> <p>・令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。</p>								<p>溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)</p> <p>換気風量の増加 その他必要な措置(4/1～)</p> <p>再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)</p> <p>呼吸用保護具の選択・使用(4/1～)</p> <p>フィットテストの実施(4/1～)</p>			
特定化学物質 作業主任者の選任									<p>選任義務(4/1～)</p>			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置									<p>実施義務(4/1～)</p>			

溶接作業における具体的な内容、塩基性マンガンの施行など、くわしくは、**三重労働局ホームページ**をご覧ください



https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/20200807.html

－ 11月は「労働保険適用促進強化期間」です－

事業主の皆様へ 労働保険の加入手続きはお済みですか？

1人でも労働者を雇ったら、労働保険の加入が必要です

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め全国的に広報を行うほか、三重労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、労働保険の未手続事業場を戸別訪問する等により、加入促進を図っています。

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は、政府が管理・運営している強制加入保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず必ず加入することが法律（労働保険徴収法）で定められています。

労働保険

労災保険（労働者災害補償保険）

労働者が業務上の事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行います。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行います。

また、労働者の能力の開発や向上等労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

している

労働者を雇用していますか？

していない

労働保険に加入の必要があります

労働保険の加入の必要はありません

今後、労働者を雇用した場合は、労働保険の加入が必要です。

1週間の所定労働時間が20時間以上及び継続して31日以上雇用されることが見込まれる者

いる

労災保険及び雇用保険（注1）の両保険に加入

いない

労災保険のみ加入

「労働保険概算保険料申告書」を提出してください。

「被保険者資格取得届」「雇用保険適用事業所設置届」を提出してください。

注1. 雇用保険の被保険者とならないケースもありますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

*建設業の現場労災保険については、適用要件が異なりますので、下記へお問合せください。

労働保険の手続きをしないまましていると…事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険の加入手続きを行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災給付を行った場合は、遡って保険料等を徴収する他に、保険給付額の40%又は100%を事業主から徴収します（費用徴収制度）。

◎ 労働保険に関するお問合せ先

三重労働局総務部労働保険徴収室 ☎：059-226-2100

又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせ下さい。

事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください



▶▶ 助成金の対象 ※詳細は裏面をご参照ください

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。 **12月31日まで延長されました**

✓ **令和2年5月7日から同年9月30日までの間に**

- ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置**として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る)を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

✓ **令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に (※)**

- ③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主

(※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間)

▶▶ 助成内容

対象労働者1人当たり

*1事業所当たり20人まで

有給休暇計5日以上20日未満：25万円
以降20日ごとに15万円加算 (上限額：100万円)

▶▶ 申請期間

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

- *雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の**2種類**の様式があります。
- ***事業所単位ごとの申請**です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。


支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



▶▶ 相談・申請先

〒514-8524 津市島崎町327番2号 津第二地方合同庁舎
三重労働局 雇用環境・均等室

TEL 059-261-2978 FAX 059-228-2785

 詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



▶対象となる労働者

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、
医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

<新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは>

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和3年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



▶対象となる有給の休暇制度

- 就業規則における規定の有無、既存の特別休暇の活用

休暇制度の就業規則への規定はこの助成金の要件ではありません。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

*ただし、常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

- 制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容について、全ての労働者がその内容を知ることができるよう、適切な方法により周知を行うことが必要です。

(例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

- 休暇制度の整備及び周知の時期

令和2年12月31日までに制度整備と周知が必要です。

また、**令和2年12月31日までに制度整備と周知を行えば、制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象**となります。

- 欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象となります。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

▶支給額

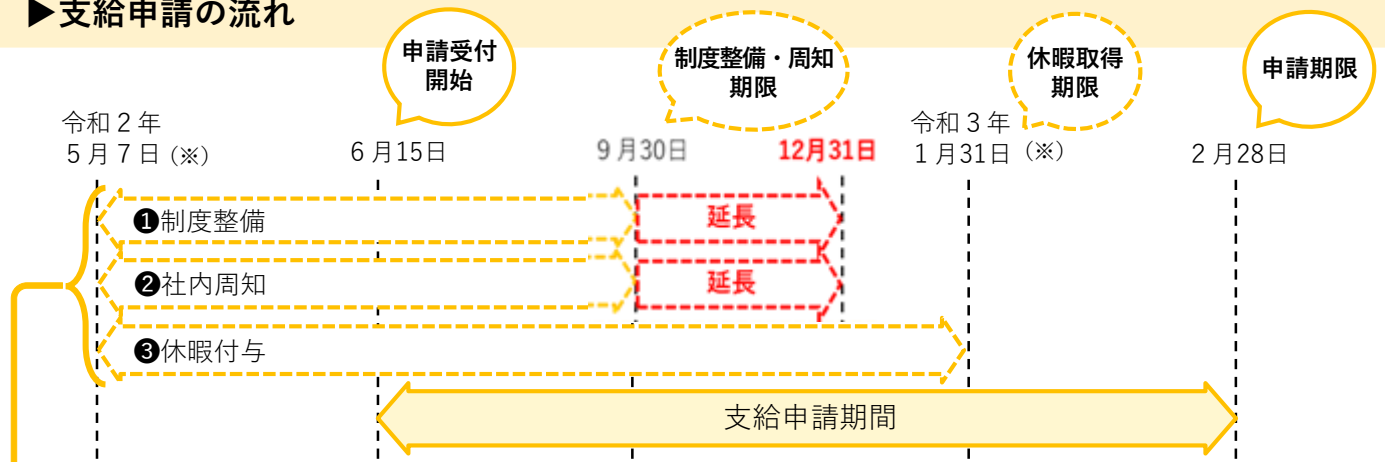
- 連続して休暇を取得していない場合の支給額

連続して休暇を取得していない場合も、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの合計の休暇取得日数に応じて支給額が決定されます。

- 同一の労働者について複数回の申請をした場合

2回目以降の申請では、その申請時点での合計の休暇取得日数に応じて支給すべき金額と前回までの申請で支給された金額の差額があれば、差額を支給します。

▶支給申請の流れ



「①制度整備」「②社内周知」は、「③休暇付与」後であっても、対象となります。

※令和2年5月7日～令和3年1月31日：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

STOP!
しわ寄せ

その発注…。
どこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいませんか？

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



(しわ寄せ防止特設サイト)

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう！



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和2年11月1日(日) 9:00～17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。



(過重労働解消キャンペーン)

10月は 「年次有給休暇 取得促進期間」 です。

新しい働き方・休み方が
始まっています。

新しい働き方・休み方を実践する第一歩として
「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を!

年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式
を活用すれば、休暇の分散化にもつながります。



(働き方・休み方改善ポータルサイト)



(年休取得特設サイト)

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト [検索](#)

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク

新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

2020年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

この期間に個人ごとに計画年休を取得

年休の計画的付与期間

Aさんの計画年休 (9, 10)

Bさんの計画年休 (23, 24)

プラスワン休暇 (+1) (12)

1) 年次有給休暇付与計画表による 個人別付与方式の導入例

例えば、毎週金曜日に 年次有給休暇の計画的付与を活用すると？

年次有給休暇を土日と組み合わせると、連続休暇になります。また、12 点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も考えられます。

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

オンラインセミナー
好評に付き追加開催

参加費無料

労働契約等 解説セミナー

2020



労働者や事業主、人事労務担当者などを対象に、「安心」して「働く」ための労使をつなぐルールである「労働契約」について、基本的な事項をわかりやすく解説するオンラインセミナーを開催します。是非ご参加ください。

オンラインセミナーとはインターネット上で行うセミナーです。詳細は申込HPでご確認ください。

各回先着
100名

対象者

どなたでもご参加いただけます
(労働者、事業主、人事労務担当者など)

セミナー 時間

午前の部	セミナー	9:00 ~ 11:30
	個別相談会	11:30 ~ 12:30
午後の部	セミナー	13:00 ~ 15:30
	個別相談会	15:30 ~ 16:30

午前の部、午後の部は
どちらも同じ内容のため、
ご都合の良い回にお申込みください。
また、個別相談会を希望される方も
事前申込みをお願いします。

セミナー 内容

- ① 労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ② 無期転換ルール
- ③ 副業・兼業の促進

申込 方法

●専用webサイトへ
<https://public.lec-jp.com/laborContractExplanation/>

LEC 労働契約等解説セミナー



QRコードからも
ご覧いただけます

●本紙裏面のFAX申込書
FAX.03-5913-6409

●申込受付後、メールでウェブ会議システムZoomのURLを送付させていただきます。 ●お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡及びテキスト発送のみに使用します。無断で第三者に提供することはありません。

オンラインセミナー開催日	申込締め切り日
10月1日(木)	9月17日(木)
10月5日(月)	9月21日(月)
10月15日(木)	10月1日(木)
10月27日(火)	10月13日(火)
10月30日(金)	10月16日(金)
11月10日(火)	10月27日(火)
11月20日(金)	11月6日(金)

オンラインセミナー開催日	申込締め切り日
11月24日(火)	11月10日(火)
11月30日(月)	11月16日(月)
12月3日(木)	11月19日(木)
12月7日(月)	11月23日(月)
12月15日(火)	12月1日(火)
12月17日(木)	12月3日(木)

- 各開催日は2回のオンラインセミナーが行われます。 午前の部(9:00～11:30) ※個別相談会(11:30～12:30)
 午後の部(13:00～15:30) ※個別相談会(15:30～16:30)

- 午前の部と午後の部はどちらも同じ内容のためご都合の良い回にお申込みください。
 ※個別相談会を希望される方もお申込みください。

【お申込み】 オンラインセミナーのため、専用WEBサイトからのお申込みをお勧め致します。
 また、FAXでお申込みの場合、締切日に注意して下記の申込票に必要事項をご記入の上お申込みください。

セミナー申込票 <FAX送信用>

株式会社東京リーガルマインド「労働契約等解説セミナー2020」運営事務局

開催日		希望時間帯	<small>どちらかに○をつけてください</small> 9:00～11:30 午前 ・ 13:00～15:30 午後
参加人数		相談会希望	<small>どちらかに○をつけてください</small> 有 ・ 無
フリガナ		フリガナ	
申込者氏名		会社名	
住所*	〒□□□ - □□□□		
TEL		FAX	
所属		Email	@
参加者名 <small>複数でご参加の場合、こちらにご記入ください。</small>		Email <small>複数でご参加の場合、こちらに各自のアドレスをご記入ください。</small>	@
			@
			@
			@

※住所記載のお願い：オンラインセミナーのため、テキスト及び資料集を送付させていただきますので送付先のご住所をご記入ください。
 お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡及びテキスト発送のみに使用します。無断で第三者に提供することはございません。

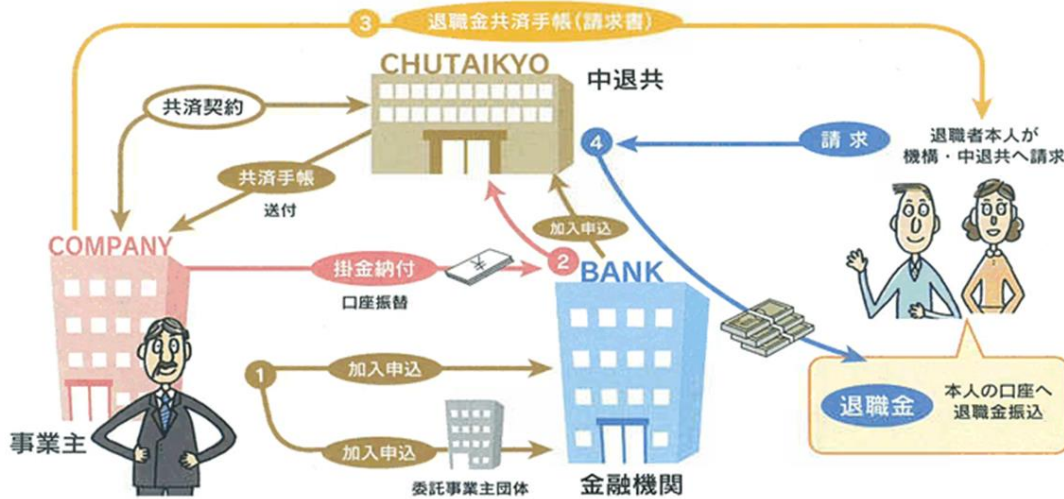
中退共 職金 共済制度

CHU TAI KYO
小企業 職金 共済制度

のご案内です

中小企業退職金共済制度（以下、中退共制度）は、独力では退職金制度を設けることが難しい中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を設け、中小企業で働く方々の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

また、独立行政法人勤労者退職金共済機構では、毎年10月を「中小企業退職金共済制度の加入促進強化月間」として、厚生労働省等関係省庁の後援、関係機関及び事業主団体等の協力の下、加入促進及び履行確保の推進や制度の周知等に積極的に取り組んでいます。



退職金額	加入できる企業			
掛金月額 10,000円の場合 <small>※金額は法令の改正により変わることがあります。</small>	<small>常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが次の範囲内であれば加入できます。個人企業の場合は、常時雇用する従業員数によります。* 詳細はHPをご覧ください、資料をご請求ください。</small>			
10年後 ▶ 1,265,600円	一般業種 常用従業員数 300人 以下 または 資本金・出資金 3億円 以下	卸売業 常用従業員数 100人 以下 または 資本金・出資金 1億円 以下	サービス業 常用従業員数 100人 以下 または 資本金・出資金 5千万円 以下	小売業 常用従業員数 50人 以下 または 資本金・出資金 5千万円 以下
20年後 ▶ 2,666,600円				
30年後 ▶ 4,213,100円				

✦ 中小企業退職金共済制度の加入のメリット

掛金の負担軽減措置

中退共制度では、新規加入時には従業員ごとに最高 6 万円を国が減額します。
(一部除外あり)

掛金は損金または必要経費として全額非課税

掛金は損金または必要経費として全額非課税されます。

なお、資本金または出資金が 1 億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されます。

手続きが簡単かつ、きめ細やかなサービス

掛金納付は口座振替で手間がかかりません。従業員ごとの掛金の納付状況や退職金資産額は毎年、事業主にお知らせします。

上記以外にも、掛金の管理・運用が安全であること、中退共制度加入前の勤務期間の通算が最高 10 年の範囲で可能であることといったメリットがございます

✦ 特定業種退職金共済（特退共）制度について

建設業、清酒製造業または林業で働く従業員のための、簡単で有利な退職金制度です。

中退共制度のように一社を退職するときに支払われるのではなく、その業界で働くことをやめたときに退職金が支払われる「**業界の退職金制度**」です。

中退共制度についてのご相談は中退共本部または下記コーナーへ

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL : 03-6907-1234 FAX : 03-5955-8211



中退共名古屋コーナー
〒461-0004 名古屋市中区栄3-15-31
(千種第3ビル2F)
TEL 052-856-8151 FAX 052-856-8155

中退共大阪コーナー
〒550-0011 大阪市西区阿波座1-7-13
(商工中金阿波座ビル7F)
TEL 06-6536-1851 FAX 06-6536-1850

	電話受付時間	窓口受付時間
中退共本部	9:00～17:15	9:00～17:00
コーナー	9:00～17:00	9:00～16:30

どちらも土日祝日は除く

ホームページをご覧ください

さらにわかりやすい！  動画での詳しい解説もどうぞ
中退共制度 動画配信中 

三重労働局雇用環境・均等室
〒514-8524
津市島崎長 327 番 2 号
津第二地方合同庁舎
電話 059-261-2785

三重産業保健総合支援センターから産業保健研修会のご案内

令和2年度(10月～3月) 産業保健研修会(無料)

- 「産業医向け研修会(三重県医師会共催)」と「産業医以外の産業保健スタッフ向け研修会」に区分しています。どちらの研修会も職種等に関係なく、ご希望される産業保健スタッフ等の皆様にご参加いただけます。
- 「産業医向け研修会」は、「日本医師会認定産業医制度」における「生涯研修」(更新)の単位が取得できる指定研修として指定されています。
- 天災事変その他やむを得ない事由(新型コロナウイルス感染症の拡大防止の場合などを含む。)により研修会を中止等とする場合があります。この場合、当センターのホームページでお知らせします。

<研修会申込方法等>

- 申込みは、各研修日の前日までに当センターホームページの「研修のご案内申し込み」の「申し込み画面」から行われるか、所定の申込票に必要事項をご記載の上、FAX又は郵送(必着)でお願いします。
- 定員になり次第申込みの受け付けを締め切ります。但し、定員に空きができた場合は、受け付けを再開します。
- 欠席される方はお早め(前日まで)に必ずご連絡をお願いします。
- 研修会場は、原則として当センター会議室(三重県医師会館5階)となりますが、受講者数により同会館内で会場を変更する場合があります。
- 研修時間は、一部の研修会を除いて午後2時30分から午後4時30分までの2時間ですが、開始時間等が異なる研修会がありますので、ご注意ください。
- 三重県医師会第2駐車場の駐車スペースは、40台程度です。駐車していただけない場合もあります。特に毎木曜日の午後は混雑いたしますので、出来るだけ公共交通機関をご利用いただきますよう、お願いいたします。

<<認定産業医制度の生涯研修研修会に関するお願い>>

「日本医師会認定産業医制度」の「生涯研修」の指定を受けた研修を受講され、単位取得を希望される方には、本人確認を実施させていただいておりますので、「産業医学研修手帳(Ⅱ)」をご持参いただき、受付で手帳をお預かりする際に、公的機関が発行している顔写真付き身分証明書(運転免許証等)を必ずご提示いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、15分以上の遅刻・早退があった場合は、単位の一部又は全部が認められなくなりますので、ご注意ください。

なお、単位取得を希望される方においては、研修予定時間の一部の受講を希望される申し込みは受け付けられませんので、ご了承ください。

<研修会のお申し込み先>

(独)労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目191番4 三重県医師会館5階 TEL 059-213-0711/FAX 059-213-0712

ホームページアドレス <https://mies.johas.go.jp>

当センターのご利用日時: 休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分(休日: 毎土・日曜日、国民の祝祭日、年末年始)

●令和2年度下期 産業保健研修会 (産業医向け)―三重県医師会共催 日医認定産業医研修 * 研修時間にご注意ください

開催日	時間	研修会テーマ 内 容	講 師 所属・役職・資格等 定員 / 認定研修
10月7日	14:30~16:30	(水) 総合的ハラスメント対策 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントの防止のための対策について解説します。(産業医・スタッフ同時開催)	三重労働局雇用環境・均等室 担当官 15名 日医認定産業医研修 生涯: 更新
10月8日	14:30~16:30	(木) エビデンスに基づく産業保健活動 産業保健活動を行うのに必要な疫学的エビデンスの意味と適用方法を実例を交えながら解説します。	笠島 茂 三重大学大学院医学系研究科教授 15名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
10月14日	14:30~16:30	(水) パワーハラスメントについて考える パワーハラスメントの規制法が施行されました。つまり、法律によりパワーハラスメントの防止対策が義務付けられます。そこで、パワーハラスメントの定義や当てはまる行為を概観するとともに、防止の在り方を考えてみます。(産業医・スタッフ同時開催)	竹内 登規夫 愛知教育大学名誉教授 15名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
10月15日	14:30~16:30	(木) 歯周病などの歯科疾患と生活習慣病との関連について 歯科疾患と生活習慣病は深く関連しています。今回は、歯周病と全身の健康との関連と歯周病予防についてお話しします。(産業医・スタッフ同時開催)	羽根 司人 (公社)三重県歯科医師会副会長 15名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
10月16日	14:30~16:30	(金) 基礎から学ぶ福島・チェルノブイリ事故から見る核災害 福島第一原発事故がもたらした被害状況や健康面への影響はないのか。今さら聞けない放射線の基礎から原発事故までを分かりやすく説明し、事故から34年経過したチェルノブイリ原発の事故後を紹介する。(産業医・スタッフ同時開催)	木村 真三 獨協医科大学国際疫学研究室 福島分室長 15名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
10月21日	*13:30~16:30	(水) 労働基準法のあらし 労働トラブル未然防止のための労働関係法について、実例を交えて説明します。(産業医・スタッフ同時開催)	大西 洋一 社会保険労務士 15名 日医認定産業医研修 生涯: 更新
10月27日	14:30~16:30	(火) 減酒・節酒支援の実践法 日本人の979万人は飲みすぎといわれています。減酒・節酒により、身体や精神的に健康となり、能力をより発揮できるよう具体的介入法を身につけましょう。(産業医・スタッフ同時開催)	井上 雄一朗 (医)聖和錦秀会 阪和いずみ病院 副院長 15名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
10月29日	14:30~16:30	(木) 職場におけるがん対策と産業医の役割 予防、検診、両立支援など職域で必要ながん対策を説明し、事例を検討します。	古田 さとり 三重産業医会理事 15名 日医認定産業医研修 生涯: 実地

11月4日 14:30～16:30	(水)	職場における心身の健康指導におけるコーチングの活用 職場において心身の健康の維持、増進を図るため産業保健活動の一環として積極的な健康指導に努められておられることに敬意を表しております。この健康に関する指導・面談等においてコーチングの活用について解説し、働く一人一人が主体的に心身の健康の維持、増進に努められる方途を考えたいと思います。コーチングを今まで学習されていない方も大歓迎です。(産業医・スタッフ同時開催)	竹内 登規夫 愛知教育大学名誉教授 15名 日医認定産業医研修 生涯： 専門
11月5日 14:30～16:30	(木)	産業医が知っておきたい国が支援する7つの最新キーワード&ツール③ 健康経営優良法人認定制度、パワハラ防止法令、SNSカウンセリング、精神障害の労災認定の改訂などの最新情報の他、ストレスチェック実施後の職場環境改善活動に活用できる最新ツールなど11月時点の最新情報を説明します。	石見 忠士 こころの耳連事務局長 15名 日医認定産業医研修 生涯： 専門
11月11日 14:30～16:30	(水)	化学物質のリスクアセスメントとその活用 化学物質のリスクアセスメント紹介と、その現場活用方法について考えてみます。(産業医・スタッフ同時開催)	谷垣 己子男 労働衛生コンサルタント・第一種作業環境測定士 15名 日医認定産業医研修 生涯： 専門
11月12日 14:30～16:30	(木)	作業場の換気・排気(基礎編) 粉じん対策の概要と粉じん作業等に関わる局所排気装置の基本事項について、流体力学の観点から説明します。(産業医・スタッフ同時開催)	辻本 公一 三重大学大学院工学研究科教授 15名 日医認定産業医研修 生涯： 専門
11月25日 14:30～16:30	(水)	特殊健康診断の尿中代謝物量等の検査の基本と留意点について 特殊健康診断の尿中代謝物量等の検査の目的と結果の評価、検体の採取・保存上の留意点、尿中馬尿酸検査値への飲食の影響など、利用上(特殊健康診断、リスクアセスメント等)の留意点について説明し、リスクの見積り事例について紹介します。(産業医・スタッフ同時開催)	村田 和弘 当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当) 15名 日医認定産業医研修 生涯： 実地
*14:00～16:00	(木)	働き方改革と産業医の役割の重要性～長時間労働の是正について～ 過重な長時間労働やパワーハラスメントなどで労働者のメンタルヘルスが不調となり、長期休養を余儀なくされたり、過労死や自殺などの被害が深刻化している事態を回避するために、今「働き方改革」が推し進められているが、その中で、産業医はどうあるべきか。産業医の権限と義務について法的視点から解説します。	國田 武二郎 弁護士 15名 日医認定産業医研修 生涯： 専門
11月27日 14:30～16:30	(金)	「治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の解説 治療と仕事の両立支援の現状と課題の説明及び「治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の解説をいたします。(産業医・スタッフ同時開催)	川出 鈴代 当センター産業保健相談員(保健指導担当) 15名 日医認定産業医研修 生涯： 更新
12月3日 14:30～16:30	(木)	労働衛生の現状 労働衛生を取り巻く状況について、法改正等を含めて解説します。(産業医・スタッフ同時開催)	三重労働局 健康安全係長 三重労働局労働基準部健康安全課 15名 日医認定産業医研修 生涯： 更新
12月9日 14:30～16:30	(水)	職場での母性健康管理と妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策 女性労働者の妊娠期から出産にかけての事業主が講ずべき措置や母性保護規定、さらには、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメント対策について解説します。(産業医・スタッフ同時開催)	三重労働局雇用環境・均等室 担当官 三重労働局雇用環境・均等室 15名 日医認定産業医研修 生涯： 更新
12月10日 14:30～16:30	(木)	産業医による職場巡視のポイント 産業医が、製造業を主とする工場や、事務所を職場巡視する際のポイントについて、事例を交えて解説します。(6月25日と同一内容です。)	後藤 義明 三重産業医会理事 15名 日医認定産業医研修 生涯： 専門
12月17日 14:30～16:30	(木)	職場における腰痛予防に対する対応 腰痛予防対策指針について学び、職場の腰痛問題について事例討議をしながら職場の腰痛予防の対応について考えます。(産業医・スタッフ同時開催)	寶 幸夫 中災防腰痛予防労働衛生教育インストラクター 15名 日医認定産業医研修 生涯： 実地
1月14日 14:30～16:30	(木)	職場における熱中症予防対策 労働環境における熱中症の発生状況や対策について概説します。	村田 真理子 三重大学大学院医学系研究科教授 15名 日医認定産業医研修 生涯： 専門
1月20日 14:30～16:30	(水)	職場におけるインターネット依存の理解と対応 スマホ・タブレットの普及や、SNS・オンラインゲームの広がりにより私たちの周囲でもよくみられるネット依存症ですが、職場が行うことのできる対応について一緒に考えたいと思います。(産業医・スタッフ同時開催)	井上 雄一朗 (医)聖和錦秀会 阪和いずみ病院 副院長 15名 日医認定産業医研修 生涯： 専門
1月21日 14:30～16:30	(木)	個人サンブラーを活用した作業環境管理について 日本では作業環境測定を柱とした有害物質の作業環境管理が行われています。令和3年4月から、作業環境測定の一手法として個人サンブラーを活用した作業環境管理の先行導入がスタートします。この新しい制度について紹介します。(産業医・スタッフ同時開催)	村田 和弘 当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当) 15名 日医認定産業医研修 生涯： 専門
1月27日 14:30～16:30	(水)	メンタル不調の早期気づきの支援 身体の健康同様、心の健康にとっても不調に早く気づき、早く対処することが大切であることは申すまでもありません。しかし、心の問題に自ら気づくことは難しいのも事実です。そこでメンタル不調の早期気づきの支援の在り方について考えてみましょう。(産業医・スタッフ同時開催)	竹内 登規夫 愛知教育大学名誉教授 15名 日医認定産業医研修 生涯： 専門
2月2日 14:30～16:30	(火)	低線量被ばく概念と産業現場における放射線被ばく事例 近年、福島第一原発の事故処理作業者が労災認定を受ける事例が放射線被ばくに関して6例報告されている。厚生労働省は、白血病の労災認定基準を被ばく開始後1年以上経過して発症、5mSv×従事年数としている。放射線の低線量影響は、未だに明らかにされていないが、近年、様々な論文が報告されている。ここでは、事故事例を紹介しながら、低線量影響を考える。	木村 真三 獨協医科大学国際疫学研究室 福島分室長 15名 日医認定産業医研修 生涯： 実地
2月3日 14:30～16:30	(水)	メンタル教育における講義等の進め方 メンタル教育・研修会などにおいて講義等を担当されることも少なくないと思われる。しかし、なかなか上手くできず悩まれることも多いのではないだろうか。そこで、教育原理、教育方法の考え方をもとに教育効果を上げる講義等の準備から実際について学びましょう。(産業医・スタッフ同時開催)	竹内 登規夫 愛知教育大学名誉教授 15名 日医認定産業医研修 生涯： 専門
2月4日 14:30～16:30	(木)	定期健康診断と事後措置 定期健康診断後に必要な事後措置について、具体的な事例を挙げながら検討します。	古田 さとり 三重産業医会理事 15名 日医認定産業医研修 生涯： 実地

2月16日	(火)	職場におけるギャンブル依存の理解と対応 パチンコ・スロット・競馬・競艇・競輪・カジノ・スポーツ賭博などいわゆるギャンブル依存ですが、職場が行うことのできる対応について一緒に考えたいと思います。(産業医・スタッフ同時開催)	井上 雄一朗 (医)聖和錦秀会 阪和いずみ病院 副院長 15名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
2月18日	(木)	知っておきたい受動喫煙防止対策と禁煙補助薬 加熱式たばこ・電子たばこが市販され、新たな受動喫煙防止対策が必要になってきています。最近の話題と事例を交え、事業所における受動喫煙防止対策と禁煙補助薬について解説します。(産業医・スタッフ同時開催)	片山 歳也 三重県病院薬剤師会理事 15名 日医認定産業医研修 生涯: 実地
3月18日	(木)	作業場の換気・排気(応用編) 粉じん対策の概要と粉じん作業等に関わる局所排気装置の設計について、流体力学の観点から簡単に説明します。(産業医・スタッフ同時開催)	辻本 公一 三重大学大学院工学研究科教授 15名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
● 令和2年度下期 産業保健研修会(産業医以外の産業保健スタッフ向け)			* 研修時間にご注意ください
開催日	(曜)	研修会テーマ 内 容	講 師 所属・役職・資格等 定員
10月7日	(水)	総合的ハラスメント対策 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントの防止のための対策について解説します。(産業医・スタッフ同時開催)	三重労働局雇用環境・均等室 担当官 三重労働局雇用環境・均等室 15名
10月14日	(水)	パワーハラスメントについて考える パワーハラスメントの規制法が施行されます。つまり、法律によりパワーハラスメントの防止対策が義務付けられます。そこで、パワーハラスメントの定義や当てはまる行為を概観するとともに、防止の在り方を考えてみたい。(産業医・スタッフ同時開催)	竹内 登規夫 愛知教育大学名誉教授 15名
10月15日	(木)	歯周病などの歯科疾患と生活習慣病との関連について 歯科疾患と生活習慣病は深く関連しています。今回は、歯周病と全身の健康との関連と歯周病予防についてお話します。(産業医・スタッフ同時開催)	羽根 司人 (公社)三重県歯科医師会副会長 15名
10月16日	(金)	基礎から学ぶ福島・チェルノブイリ事故から見る核災害 福島第一原発事故がもたらした被害状況や健康面への影響はないのか。今さら聞けない放射線の基礎から原発事故までを分かりやすく説明し、事故から34年経過したチェルノブイリ原発の事故後を紹介する。(産業医・スタッフ同時開催)	木村 真三 獨協医科大学国際疫学研究室 福島分室長 15名
10月21日	(水)	労働基準法のあらまし 労働トラブル未然防止のための労働関係法について、事例を交えて説明します。(産業医・スタッフ同時開催)	大西 洋一 社会保険労務士 15名
10月27日	(火)	減酒・節酒支援の実践法 日本人の979万人は飲みすぎといわれています。減酒・節酒により、身体や精神的に健康となり、能力をより発揮できるよう具体的介入法を身につけましょう。(産業医・スタッフ同時開催)	井上 雄一朗 (医)聖和錦秀会 阪和いずみ病院 副院長 15名
10月28日	(水)	労災事故発生の場合の対応について～具体的事例に基づく労災保険適用の解説 労災保険に加入しながら実際に労災事故が発生した場合にとまどう事業所が多いため。	林 準之助 特定社会保険労務士 15名
11月4日	(水)	職場における心身の健康指導におけるコーチングの活用 職場において心身の健康の維持、増進を図るため産業保健活動の一環として積極的な健康指導に努められておられることに敬意を表しております。この健康に関する指導・面談等においてコーチングの活用について解説し、働く一人一人が主体的に心身の健康の維持、増進に努められる方途を考えたいと思います。コーチングを今まで学習されていない方も大歓迎です。(産業医・スタッフ同時開催)	竹内 登規夫 愛知教育大学名誉教授 15名
11月6日	(金)	産業保健スタッフが知っておきたい国が支援する7つの最新キーワード&ツール③ 健康経営優良法人認定制度、パワハラ防止法令、SNSカウンセリング、精神障害の労災認定の改訂などの最新情報の他、ストレスチェック実施後の職場環境改善活動に活用できる最新ツールなど11月時点での最新情報を説明します。	石見 忠士 こころの耳運営事務局長 15名
11月9日	(月)	メンタルヘルスと生活習慣病に使用される薬と事業所の感染対策 メンタルヘルスに使用される薬(睡眠薬、抗うつ薬等)、生活習慣病治療薬、および事業所における主な感染対策(インフルエンザ、感染性胃腸炎、麻疹等)について、新薬や最近の話題を交えて解説します。	片山 歳也 三重県病院薬剤師会理事 15名
11月11日	(水)	化学物質のリスクアセスメントとその活用 化学物質のリスクアセスメントについて紹介し、その現場における活用方法について考えてみます。(産業医・スタッフ同時開催)	谷垣 己子男 労働衛生コンサルタント・第一種作業環境測定士 15名
11月12日	(木)	作業場の換気・排気(基礎編) 粉じん対策の概要と粉じん作業等に関わる局所排気装置の基本事項について、流体力学の観点から説明します。(産業医・スタッフ同時開催)	辻本 公一 三重大学大学院工学研究科教授 15名
11月16日	(月)	「書くだけで自己肯定感がUP! ～一本のペンと1冊のノートで眠っているあなたの力を引き出す～」 書くだけで、モヤモヤイライラを整理できる。書くだけで、本当の自分を認めることができる。書くだけで、なりたい自分になれる。さあ、あなたの道しるべとなる自己肯定感ノートを書いてみましょう。(こころしつとこセミナー)	山元 孝二 三重県立こころの医療センター精神保健福祉士 15名
11月17日	(火)	社員・経営者に頼りにされる産業看護職になるためには 「産業看護職がいてくれて、本当によかった」と、社員と経営者に言ってもらえる産業看護職になるためには、どのようなことが求められるか、産業看護職の本来の職務を念頭に、私の経験を紹介します。	河野 啓子 四日市看護医療大学名誉学長 15名
11月18日	(水)	死生学を通してのグリーフ(悲嘆)カウンセリング技法 職場の喪失体験で悩んでいる人に対して、適切にケアやサポートする適切なグリーフカウンセリング技法を学ぶ。	橋元 慶男 当センター産業保健相談員(カウンセリング担当) 15名
11月24日	(火)	ストレスチェック制度の両輪、個人結果と集団分析結果の活用 ストレスチェックを実施して5年目を迎え、どのように活用されていますか。義務だから実施するだけでなく、高ストレス者をそのままにしない方策や職場環境改善策を考えていきましょう。	安保 明子 当センター産業保健相談員(保健指導担当) 15名

11月25日 14:30～16:30	(水)	特殊健康診断の尿中代謝物量等の検査の基本と留意点について 特殊健康診断の尿中代謝物量等の検査の目的と結果の評価、検体の採取・保存上の留意点、尿中馬尿酸検査値への飲食の影響など、利用上(特殊健康診断、リスクアセスメント等)の留意点について説明し、リスクの見積り事例について紹介します。(産業医・スタッフ同時開催)	村田 和弘 当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当) 15名
11月27日 14:30～16:30	(金)	「治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の解説 治療と仕事の両立支援の現状と課題の説明及び「治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の解説をいたします。(産業医・スタッフ同時開催)	川出 鈴代 当センター産業保健相談員(保健指導担当) 15名
12月1日 14:30～16:30	(火)	事務所環境の基準と測定 事務所衛生基準規則に定められた事務所の環境基準とその測定方法と、改定されたVDT作業のガイドライン(情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン)についても説明します。簡易測定器による環境測定の実習も行う予定です。	浅野 保 当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当) 15名
12月2日 14:30～16:30	(水)	ケーススタディ メンタル不調になんかなりたくない！ 職場で起きるメンタル不調。メンタル不調はどのようにして起きるのか、そしてどんな対応が有効なのか？今回は、具体的なケースを通じて予防から対処までの流れを考察したいと思います。	矢野 一郎 当センター産業保健相談員(カウンセリング担当) 15名
12月3日 14:30～16:30	(木)	労働衛生の現状 労働衛生を取り巻く状況について、法改正等を含めて解説します。(産業医・スタッフ同時開催)	三重労働局 健康安全係長 三重労働局労働基準部健康安全課 15名
12月9日 14:30～16:30	(水)	職場での母性健康管理と妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策 女性労働者の妊娠期から出産にかけての事業主が講ずべき措置や母性保護規定、さらには、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメント対策について解説します。(産業医・スタッフ同時開催)	三重労働局雇用環境・均等室 担当官 三重労働局雇用環境・均等室 15名
12月17日 14:30～16:30	(木)	職場における腰痛予防に対する対応 腰痛予防対策指針について学び、職場の腰痛問題について事例討議をしながら職場の腰痛予防の対応について考えます。(産業医・スタッフ同時開催)	寶 幸夫 中災防腰痛予防労働衛生教育インストラクター 15名
1月20日 14:30～16:30	(水)	職場におけるインターネット依存の理解と対応 スマホ・タブレットの普及や、SNS・オンラインゲームの広がりにより私たちの周囲でもよくみられるネット依存症ですが、職場が行うことのできる対応について一緒に考えたいと思います。(産業医・スタッフ同時開催)	井上 雄一朗 (医)聖和錦秀会 阪和いずみ病院 副院長 15名
1月21日 14:30～16:30	(木)	個人サンプラーを活用した作業環境管理について 日本では作業環境測定を柱とした有害物質の作業環境管理が行われています。令和3年4月から、作業環境測定の一手法として個人サンプラーを活用した作業環境管理の先行導入がスタートします。この新しい制度について紹介します。(産業医・スタッフ同時開催)	村田 和弘 当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当) 15名
1月22日 *14:00～16:00	(金)	治療と仕事の両立支援の進め方 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って、具体的な進め方についてお話します。治療と仕事を両立するために職場でできる取り組みについて、一緒に考えましょう。	上住 津恵 当センター産業保健専門職 15名
1月27日 14:30～16:30	(水)	メンタル不調の早期気づきの支援 身体の健康同様、心の健康にとっても不調に早く気づき、早く対処することが大切であることは申すまでもありません。しかし、心の問題に自ら気づくことは難しいのも事実です。そこでメンタル不調の早期気づきの支援の在り方について考えてみましょう。(産業医・スタッフ同時開催)	竹内 登規夫 愛知教育大学名誉教授 15名
2月3日 14:30～16:30	(水)	メンタル教育における講義等の進め方 メンタル教育・研修会などにおいて講義等を担当されることも少なくないと思われる。しかし、なかなか上手くできず悩まれることも多いのではないのでしょうか。そこで、教育原理、教育方法の考え方をもとに教育効果を上げる講義等の準備から実際について学びましょう。(産業医・スタッフ同時開催)	竹内 登規夫 愛知教育大学名誉教授 15名
2月5日 14:30～16:30	(金)	産業看護の進め方ー産業保健活動と産業看護職の役割 産業保健活動や産業看護職の役割について、労働衛生の3管理について等基礎的なことを振り返ったうえで、現場でどのように対応するかを考えましょう。	河南 文子 当センター産業保健相談員(保健指導担当) 15名
2月10日 14:30～16:30	(水)	メンタルヘルス不調による休職者の円滑な職場復帰に向けて～リワーク支援の紹介～ 三重障害者職業センターのリワーク支援(職場復帰支援)について、支援内容や事例等を紹介し、円滑な職場復帰に向けた留意事項等について説明します。	障害者職業カウンセラー 三重障害者職業センター 15名
2月16日 14:30～16:30	(火)	職場におけるギャンブル依存の理解と対応 パチンコ・スロット・競馬・競艇・競輪・カジノ・スポーツ賭博などいわゆるギャンブル依存ですが、職場が行うことのできる対応について一緒に考えたいと思います。(産業医・スタッフ同時開催)	井上 雄一朗 (医)聖和錦秀会 阪和いずみ病院 副院長 15名
2月17日 *14:00～16:00	(水)	認知予防とケアサポート 認知症の原因・予防を学び、気づきと接し方を学び、超高齢社会に対応したケア・サポート技能を学ぶ。	橋元 慶男 当センター産業保健相談員(カウンセリング担当) 15名
2月18日 14:30～16:30	(木)	知っておきたい受動喫煙防止対策と禁煙補助薬 加熱式たばこ・電子たばこが市販され、新たな受動喫煙防止対策が必要になってきています。最近の話題と事例を交え、事業場における受動喫煙防止対策と禁煙補助薬について解説します。(産業医・スタッフ同時開催)	片山 歳也 三重県病院薬剤師会理事 15名
3月2日 14:30～16:30	(火)	職場における受動喫煙防止のためのガイドライン 健康増進法の改正に伴い「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」が策定されたので、その内容について説明します。	浅野 保 当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当) 15名
3月9日 *14:00～16:00	(火)	発達障害と職場における対応～産業看護職の役割～ 発達障害者への健康支援はさまざまな専門職により行われますが、その中で看護専門職だからこそできる支援について事例を挙げてお話します。	河野 啓子 四日市看護医療大学名誉学長 15名
3月17日 14:30～16:30	(水)	産業保健スタッフによる職場巡視のポイント 産業保健スタッフが、製造業を主とする工場や、事務所を職場巡視する際のポイントについて、事例を交えて解説します。(9月30日と同一内容です。)	後藤 義明 三重産業医会理事 15名
3月18日 14:30～16:30	(木)	作業場の換気・排気(応用編) 粉じん対策の概要と粉じん作業等に関わる局所排気装置の設計について、流体力学の観点から簡単に説明します。(産業医・スタッフ同時開催)	辻本 公一 三重大学大学院工学研究科教授 15名